

## 埼玉県福祉サービス苦情解決事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 埼玉県は、埼玉県社会福祉協議会が社会福祉法第83条に基づき設置する運営適正化委員会が社会福祉法第85条に基づき実施する福祉サービス苦情解決事業に係る経費について、社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条第1項から第4項、社会福祉法人に対する助成の手続を定める条例（昭和38年条例第15号。以下「条例」という。）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象事業)

第2条 補助金交付の対象となる事業は、平成12年6月7日社援第1353号厚生省社会・援護局長通知「運営適正化委員会等の設置要綱について」、平成12年6月7日社援第1354号厚生省社会・援護局通知「運営適正化委員会における福祉サービス苦情解決事業について」に基づき県社協が実施する事業とする。

### (補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、前条に掲げる事業実施に要する経費とする。

### (補助額)

第4条 前条の経費に対する補助額は、県社協が要する経費の範囲内において知事の定める額とする。

### (申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、知事が別に定めるものとする。

### (申請書の添付書類等)

第6条 前条の申請書には、事業計画書を添付することとし、規則第4条第2項第1号から第3号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

2 条例第2条第2号に掲げる収支予算書及び第3号に掲げる書類の添付は要しない。

### (交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(交付の方法)

第8条 この補助金は、概算払いで交付する。

(状況報告)

第9条 県社協の代表者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(報告書の様式等)

第10条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

2 規則第13条の報告書の提出期限は補助事業の完了後30日以内とする。

(書類の整備等)

第11条 県社協は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第12条 県社協は、様式第4号記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

1 この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

2 この要綱は、平成18年12月28日から適用する。

3 この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

4 この要綱は、令和3年3月29日から適用する。

5 この要綱は、令和4年9月1日から適用する。

様式第 1 号

埼玉県福祉サービス苦情解決事業費補助金交付申請書

第 号  
年 月 日

埼玉県知事 様

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会  
会 長

下記により埼玉県福祉サービス苦情解決事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第 4 条の規定により関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額  
金 千円
- 2 補助事業の目的
- 3 補助事業の内容
- 4 その他（添付資料）
  - （1）事業計画書 別添のとおり
  - （2）所要額調書 （別 紙）

様式第2号

埼玉県福祉サービス苦情解決事業費補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会  
会 長 様

埼玉県知事 印

年 月 日付け 第 号で申請のあった埼玉県福祉サービス苦情解決事業費補助金については、下記のとおり交付する。

記

1 交付決定額

金 円

2 補助事業の内容

3 支払方法

概算払い

4 条 件

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更（知事が定める軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業により取得した備品については、当該補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

様式第3号

埼玉県福祉サービス苦情解決事業費補助金実績報告書

第 号  
年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会  
会 長

年 月 日付け社福第 号で補助金の交付決定の通知を受けた埼玉県福祉サービス苦情解決事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の内容

2 交付決定額

金 円

3 補助事業の実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 補助事業の成果

5 その他(添付資料)

(1) 事業報告書

別添のとおり

(2) 精算調書

(別 紙)

様式第 4 号

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

所 在 地：

---

事 業 者 名：

---

代表者職・氏名：

---